

うるま市告示第56号

うるま市公共下水道接続促進事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成27年3月31日

うるま市長 島袋俊夫

うるま市公共下水道接続促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、快適な生活環境の確保、公共用水域の水質汚濁の防止及び浄化の促進、公共下水道の円滑な事業の推進を図るため、排水設備工事（新築工事を除く。）を行う者に対し、その工事費の一部を予算の範囲内においてうるま市公共下水道接続促進事業補助金（以下「補助金」という。）として交付するものとし、その交付について、うるま市補助金等交付規則（平成17年うるま市規則第47号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共下水道 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3項に規定する下水道をいう。
- (2) 処理区域内 下水道法第2条第8項に規定する処理区域をいう。
- (3) 排水設備工事 下水道法第10条第1項に規定する工事をいう。
- (4) 合併処理浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1項に規定する浄化槽をいう。
- (5) 単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。
- (6) 汲み取り式便所 貯留された汚物を後で汲み取る方式の便所をいう。
- (7) 補助対象工事 公共下水道の処理区域内で合併処理浄化槽、単独処理浄化槽又は汲み取り式便所を廃止して行う排水設備工事で、申請年度の1月末日までに完了する工事をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助対象工事を行う建物の所有者若しくは居住者又は土地の所有者
- (2) 国、県又は市の行う他の同様な制度による補助又は扶助を受けていない者
- (3) うるま市下水道条例（平成17年うるま市条例第144号）第7条第1項に規定する市長の確認を受けている者

- (4) 市税を完納している者
 - (5) 第1号に規定する建物又は土地の所有者が申請者と異なる場合は、当該建物又は土地の所有者の同意を得ている者を補助対象者とする。
- 2 建物又は土地の所有者の名義が共有している場合は、共有者のうち1人に補助金を交付するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、市長が認めた場合は、補助対象者とすることができる。

(補助金額)

第4条 補助金の額は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第5条 補助対象者が補助金の交付を申請しようとするときは、うるま市公共下水道接続促進事業補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象工事の見積書の写し
 - (2) 補助対象工事の着手前の写真
 - (3) 下水道排水設備計画確認申請書の写し
 - (4) 市税の完納証明書
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- 2 第3条第1項第5号の場合において、補助対象者が補助金の交付を申請しようとするときは、うるま市公共下水道接続促進事業工事同意書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定等の通知)

第6条 市長は、前条の規定により交付申請を受けたときは、内容を審査し、適当と認めるときは、うるま市公共下水道接続促進事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

- 2 申請内容が適当と認められない場合は、うるま市公共下水道接続促進事業補助金不交付通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(辞退届)

第7条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助決定者」という。)が、交付決定を辞退しようとする場合は、うるま市公共下水道接続促進事業補助金交付辞退届出書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の請求及び交付)

第8条 補助決定者が補助金の交付を受けようとするときは、うるま市公共下水道接続促進事業補助金請求書(様式第6号)に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象工事に係る領収証の写し(収入印紙が貼ってあるもの)
- (2) 下水道排水設備工事完了届の写し
- (3) 公共下水道供用開始届の写し
- (4) 補助対象工事に係る工事状況の写真(着手前、施工中、完了後)
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(決定の取消し等)

第9条 市長は、補助決定者がこの告示に違反したときは、補助金の交付決定を取り消し、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

2 前項の場合には、うるま市公共下水道促進事業補助金交付決定取消通知書（様式第7号）により補助決定者に通知するものとする。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年7月1日から施行する。

別表（第5条関係）

合併処理浄化槽を設置している建物	単独処理浄化槽又は汲み取り式便所を設置している建物
補助対象工事費が5万円以上の場合は5万円	補助対象工事費が10万円以上の場合は10万円
補助対象工事費が5万円未満の場合は当該工事費の額	補助対象工事費が10万円未満の場合は当該工事費の額

※ 当該工事費の額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。